

京都市パートナーシップ宣誓制度(案)について【概要】

1 趣旨及び目的

「京都市人権文化推進計画」の理念に基づき、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる社会を目指し、制度を実施する。

- (1) この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことを、市長に宣誓し、市長が受領証を交付するものである。
- (2) この制度は、要綱に基づき実施するものとし、法的な効果は有しないが、京都市として、自分らしく、いきいきと生活されることを宣誓される二人の思いに寄り添い、応援するものである。
- (3) 京都市が、制度の実施により、性的少数者を応援することで、性的少数者を元気づけ、孤立感を和らげるとともに、市民の理解と共感の取組を広げていく。

2 京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(案)【概要】

(1) 定義について

本制度における「性的少数者」は、「性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者」とする。

また、「パートナーシップ」は、「双方又はいずれか一方が、性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係」とする。

(2) 要件について

以下の事項をすべて満たす双方又はいずれか一方が、性的少数者である二人とする。

ア 双方が、ともに民法で規定する成年に達していること

イ 双方、又は一方が、現に本市の区域内に住所を有していること

ウ 双方が、ともに現に婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと

エ 宣誓しようとする者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(3) 宣誓の方法及び受領証の交付について

ア 電話又はメールでの事前予約

イ パートナーシップの宣誓

二人揃って共生社会推進室に来庁のうえ、市職員の前で「パートナーシップ宣誓書」に自署し、御提出いただく。

- ・プライバシーに配慮したスペースを用意する。
- ・氏名と併せて通称名を使用することができる。
- ・社会状況その他のやむを得ない事情により来庁できない方については、個別に相談のうえ対応する。

※ 必要書類

- ・ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・ 現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本等）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※ 個人情報の収集及び管理

- ・ 要件に該当するかどうかを確認するための必要最小限の情報を収集
- ・ 本人確認書類は、提示のみで、写しは取らない。
- ・ 収集した情報は、スタンドアロン端末に入力（ID、パスワード設定）、紙でも出力し、宣誓書類一式と保管（保存年限経過後、内規に基づき適切に廃棄）
- ・ 端末と書類一式は、棚に保管し、業務で使用する時以外は、常時施錠

ウ 宣誓書受領証の交付

宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する（無料）。原則として即日交付。

エ 宣誓書受領証の返還

宣誓者は、以下の事由に該当するときは、宣誓者の一方又は双方が、受領証の返還を届け出る。

- ・ 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ・ 一方が死亡したとき
- ・ 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき
- ・ そのほか要件に該当しなくなったとき

（４）周知啓発

パートナーシップ宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。

（５）その他

上記の要件や宣誓の方法などについて、分かりやすく記載した「手引き」を作成する。

４ 今後のスケジュール

７月 京都市人権文化推進懇話会委員や当事者等からの意見聴取

８月～ 制度に関する要綱及び手引き等の策定、広報発表

宣誓の予約受付を開始

ホームページ、SNS 等を活用し、制度実施までに市民に広く周知

９月１日 「京都市パートナーシップ宣誓制度」実施

5 「京都市人権文化推進計画」に基づく施策の推進

制度の実施とあわせて、性の多様性や性的少数者への理解促進の取組を一層推進するとともに、性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、その解消に向けた取組を関係機関とも連携しながら、一体的に推進する。

(1) 性の多様性や性的少数者への理解促進

市民の間に、性の多様性への理解と共感が広がり、性的少数者の方々の孤独感を和らげるよう、性の多様性をテーマにした広報誌への記事掲載や、SNS・動画の活用も含めた啓発企画等の検討・実施

(2) 性的少数者の生活における困難の解消

性的少数者の方々の社会参加の促進に重要な役割を担う企業等での取組が広がるよう、企業向けパンフレットの作成、先進的な事例紹介等を通じた取組の支援を実施

(3) 庁内の取組

多様な性に関する職員ハンドブックを活用し、更なる理解促進と市民応対における適切な配慮の実施と困難の解消に向け、本市施策による対応が可能なものの検討、推進

【参考資料：L G B T等の性的少数者の人権尊重に関する施策の推進イメージ】

L G B T等の性的少数者の人権尊重に関する施策の推進イメージ

京都市人権文化推進計画

課 題

L G B T等の性的少数者の方々については、社会の関心が高まり、理解は深まりつつあるが、周囲の不用意な言動に傷つかれ、不安を抱いている方も多い。また、行政手続や学校、企業等での生活においても困難に遭遇されることがある。

施策の在り方

多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指して、性的少数者への理解促進の取組を強化するとともに、性的少数者の生活における困難や、人権課題の把握に努め、その解消に向けて必要な支援を行う。

一体的に取組を推進

理解促進の取組

○市民・企業への啓発活動の推進

- ※ 啓発リーフレットや講座等
- ※ 企業向けパンフレットによる取組の推進
- ※ 人権情報総合誌等あらゆる広報媒体の活用

実施主体が連携

市民、地域、団体
企業、NPO、学校
大学、世界人権問題研究センター、
ウィングス京都 等
京都市

支援の取組

性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進

- 意見交換、情報共有、交流の場づくり
- 人権擁護委員や性的少数者の専門回線等相談窓口の周知

○困難の解消に向けた取組

- ・本市施策による対応が可能なものの検討、推進
- ・民間での取組の拡大の支援（取組の紹介等）

○「京都市パートナーシップ宣誓制度」

○職場研修及び学校園における対応の推進

- ※ 職員向けのハンドブックの活用
- ※ 教職員の正しい理解促進及び学校園におけるきめ細かな対応の促進

性的少数者の方々が、安心して、暮らし、働き、学び、観光できる環境づくり

市民の関心と理解の深化

当事者の困難の解消

誰一人取り残さない 共生社会の実現